

南砺市国民保護計画の改定概要

1. 趣旨

平成16年9月17日に「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」が施行され、弾道ミサイルなど外部からの武力攻撃や大規模テロ等が発生した場合に、住民の避難や救護など、国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等への影響を最小とするための体制整備が図られました。

国民保護計画は、この法の規定により、国の基準となる「国民の保護に関する基本指針」に連携した内容で都道府県、市町村が定める計画であり、平成19年3月に「南砺市国民保護計画」を策定し、平成31年2月に一部改定をしております。

今般、市の組織機構改革や庁舎統合等、現計画内容に変更事項が発生したため、改定を行うものです。

また、国民保護計画については、国の方針変更や県の国民保護計画の見直しなどを踏まえ、不断の見直しを行うこととしており、計画期間については定められておりません。

2. 主な変更内容

①市の組織体制変更に伴う修正

- ・組織機構改革に伴い、市対策本部長の代替職員の第3順位を「市長政策部長」から「総務部長」へ変更

②市対策本部の設置の手順変更に伴う修正

- ・庁舎統合に伴い、市対策本部設置場所を「福野庁舎」から「市庁舎別館大ホール」へ変更
- ・庁舎統合に伴い、市対策本部が被災した場合など、市庁舎内に本部を設置できない場合の予備施設の第1順位を「福光庁舎」から「南砺市防災センター」へ変更

③その他の修正

- ・市の組織機構改革に伴う部名等の修正
- ・気候、人口等各種データの時点修正

等